

国家公務員等の旅費制度の見直し

財務省

2023年4月28日

国家公務員等にかかる旅費制度の概要

- 我が国の旅費制度は、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図るため、法律で旅行命令の要件、旅費の計算原則のほか、日当、宿泊料等の定額等を規定している。
 - ※ そのほか、省令では旅行手続きにかかる様式、旅費請求に必要な書類、定額の地域区分等を、運用方針では法令の解釈基準、定額にかかる職階の適用基準、旅費の調整基準等を定めている。
- また、旅費業務のシステム化に際して、同業務の効率化を図り、各府省の取扱いを統一的に整理するため、「旅費業務に関する標準マニュアル」が策定され、各府省における運用ルールとして実質的に制度化されている。

法律の概要

1. 通則 (第1条～第15条)

● 目的

公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ること

● 旅行命令

● 旅費の計算原則

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する（公務上の必要等による例外あり）

● 旅費の請求手続

2. 内国旅行の旅費 (第16条～第30条)

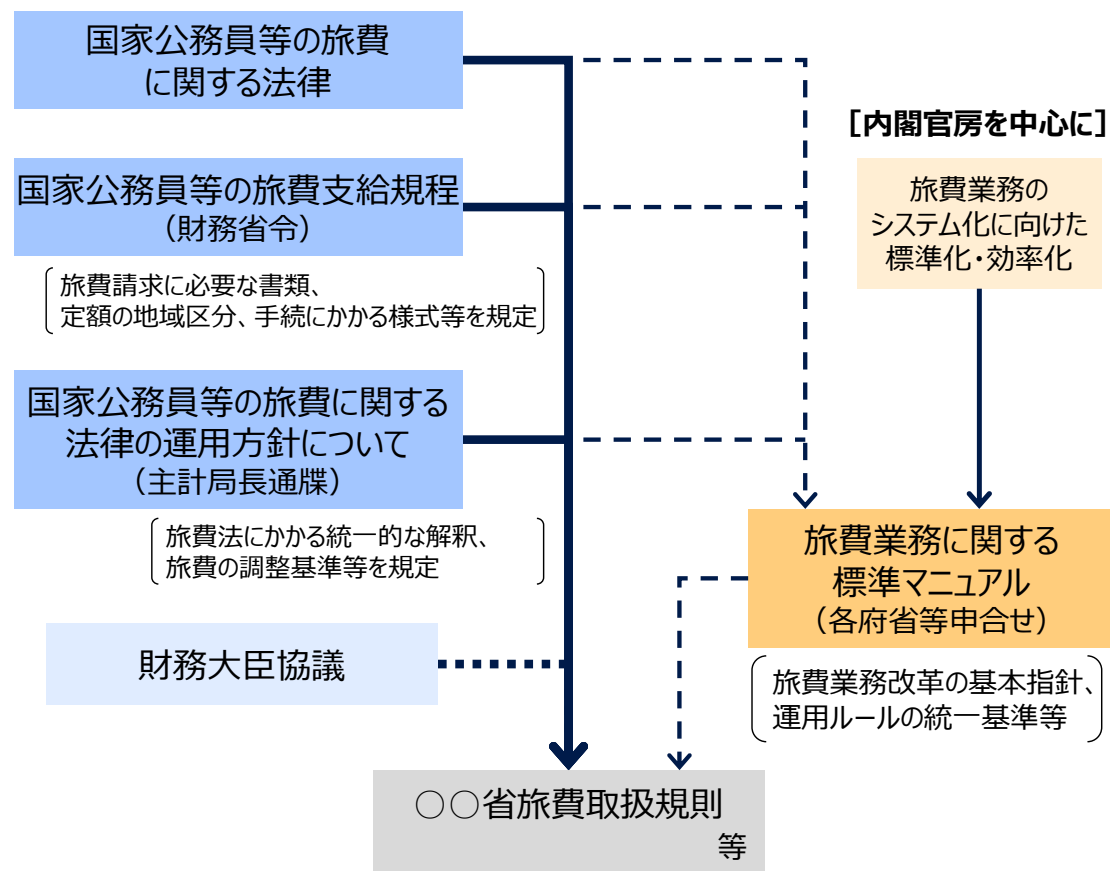
3. 外国旅行の旅費 (第31条～第45条の2)

4. 雑則〔調整規定等〕 (第46条～第48条)

定額等法律どおりの旅費必要としない場合の減額調整及び法律上の基準や定額で旅行が出来ない場合の増額調整を規定

各旅費種目の支給基準
※ 日当、宿泊料等は、法別表で定額を規定

旅費制度の法制



旅費制度の見直しにかかる視点

- 旅費制度について、執行面では様々な対応をしてきたが、制度面では、情報処理技術の進展、交通機関・料金体系の多様化、海外の宿泊料金の変動等、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があり、これにより執行ルールの複雑さが増している。加えて、多種多様な旅行商品や販売方法、在宅勤務の普及等による出張態様の変化を制度に反映させるため、広く見直しを行う必要がある。
- 本件は各省庁にまたがる課題であるため、関係省庁と連携しつつ、以下の視点から、有識者や関係者の意見も伺いながら今後検討を深め、本年秋に制度改正の方針を提示したうえで、令和6年の改正法案提出を目指す。

1

法定額と 実勢価格との 乖離の解消

急激な為替・物価の変動を受け、特に外国出張において、公務遂行に必要な宿泊料の実費額が法定額を超過する事例とこれにかかる金額調整手続が増加した

旅費の支給方式など制度全体に通ずる原則を検証し、実勢との乖離を解消する必要がある

2

法令規定と 実態・運用との 乖離の解消

出張実態に合わせて、法令の範囲内における例外的な取扱いが増加しており、職員の事務の煩雑さを招いている

安定的な旅費業務の運営のため、複雑化しているルールを整理する

3

事務手続の 簡素化・効率化

出張及び赴任のための旅行手続全般について、情報処理技術の進展等を踏まえ、行政事務の生産性を高めるための合理化・効率化を進める

さらに、デジタル化も含め、今後の環境の変化も見据え、柔軟な制度設計を目指す

4

国費の 適正な支出の 確保

旅費の適切な実費弁償を図りつつ、国家公務員の旅費制度の在り方として、説明責任や透明性を確保し、不正防止・冗費節約の観念が損なわれない仕組みが必要である

旅費制度の見直しに向けての論点（1/3）

1 法定額と実勢価格との乖離の解消

● 宿泊料及び移転料について、定額支給方式を維持するか、実費支給方式を導入するか

- 実勢価格との乖離の是正を図るにあたり、事務負担の軽減、不正防止の観点、社会情勢への適合等の視点を含め、現行の定額支給方式を維持するか、実費支給方式を導入するか、制度全体に通ずる支給方式の根幹から検討を行う必要があるのではないか。
- 定額支給方式の場合、実費を定額内に納めるインセンティブが働き、比較的経費の節約にもつながる。他方、過不足の調整事務や、その間の職員による立替え負担、定額の管理業務等は残る。
- 実費支給方式を導入する場合には、定額表自体は不要となるほか、立替え負担の回避に向けた検討可能性も広がる。他方、精算にかかる事務負担が増加する面があるほか、青天井とならないよう、支弁する内容の適切性をチェックする何らかの仕組みも必要。

● 定額支給方式を採っている他の種目について、支給方式や在り方を検討

● 定額支給方式を維持する場合の、定額の規定の在り方、調整手続について

- 社会経済情勢に適切かつ機動的に対応するため、定額的设计や規定方法について、例えば、法律に規定されている定額表を下位法令に規定することを検討するとともに、季節的な変動等に対する調整手続等について検討する。

2 法令規定と実態・運用との乖離の解消

- **近距離旅行（鉄道路程100km未満の旅行）・在勤地内旅行等の旅費について、日当及び交通費の運用実態を踏まえた規定の在り方**
 - 在勤地内をはじめ、行程距離が短い旅行については、請求手続の簡素化の観点から、時間と距離の区分に応じて減額した日当定額を支給し、必要な交通費は日当から充当する特別の規定を設けている。
 - 最近では、経路検索、運賃の把握等が容易であることから、標準マニュアル策定後の統一的運用により、上記の特別の規定によらず、全行程の交通費を計算し実費支給する運用が行われており、現行法上のこれら特別の規定の意義が薄まっているのではないかと懸念されている。
 - 同様の観点から、特定の用務（長期間の研修、測量、調査等）のために常時出張する職員のための日額旅費及び旅行手当について、運用の実態を踏まえて、規定の在り方を検討する。
- **個別の旅費種目における課題として、例えば以下の点について、法令の規定と運用ルールとの乖離の解消による、業務合理化・効率化の余地について検討**
 - 内国の鉄道旅行における特急料金の距離規定
 - 内国旅行における車賃の定額規定
 - 旅費に含まれる食事代の取扱い
 - 赴任にかかる旅費の在り方
 - 海外渡航において必要となる準備経費に充てる旅費

旅費制度の見直しに向けての論点（3/3）

3 事務手続の簡素化・効率化

- 旅行命令制度の在り方、手続・様式の合理化
- 旅費の精算手続の在り方、様式の簡素化、職員による立替え負担を抑制する方法
- 旅費の計算にかかる規定の在り方
 - 自宅発着による旅費計算
 - 旅行日数の計算をはじめ、旅行手段に応じた距離換算にかかる規定
 - 同一地域滞在中における日当及び宿泊料の減額規定
 - 「最も経済的な通常の経路及び方法」をどう捉えるか

4 国費の適正な支出の確保

- 不正防止・冗費節約に向けた制度・規定の在り方
 - 制度全体を見直すに当たり、安定的な制度運営、国費の適正な支出を図る観点から、冗費節約・不正防止の観念が損なわれることのないような規定や仕組みの在り方について検討する。
- 旅行手続に必要な添付書類の精査

參考資料

最近の為替動向を踏まえた海外出張時の旅費について

令和4年11月14日
財政制度等審議会
財政制度分科会 資料

- 旅費法では、多くの旅費種目について定額で支給する方法を取っているため、実際の出張の実費と乖離することも起こり得る。実際の旅費額と食い違うような場合には調整することが必要。
- 最終改正(S59)以降及び昨今の為替や物価の変動を受け、海外出張時の宿泊料は円建てで増加傾向であり、一部の地域では定額では不足する状況。これに対しては、まずは不足が出ないように、迅速な金額調整を外務省等と既に行っているところ。加えて、出張事務の効率化等にも対応すべく、運用・制度のあり方についても検討を深める必要。

外国旅費の規定（昭和59年最終改正）

- ・ 旅費法の別表において、地域（又は都市）及び職階の区分に応じて、宿泊料の定額が定められている。
- ・ 但し、所定の定額で出張することが困難な場合には、財務大臣への協議を行うことで、各省は実費を支給することができる。

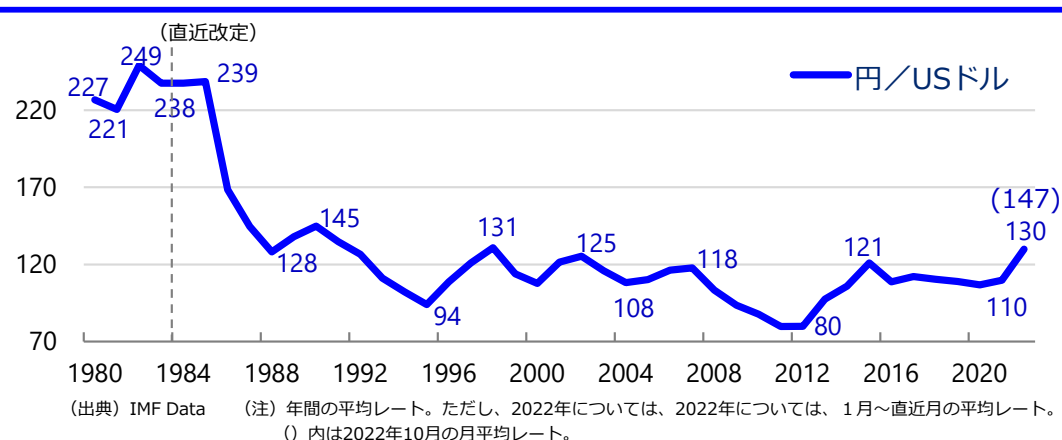
<旅費法第46条第2項>

各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。

現時点での対応

取扱いの基準が明確化され得るものや類型化が可能なものについては、運用方針（通達）で一定の基準を定めたり、包括的に協議を行うことで、各省限りでの調整を可能としている。
⇒ 円安・物価高の中で既に迅速に対応中。加えて、宿泊料が恒常的に高額に留まっている都市等に関して、新たな包括協議による手続きの簡素化を進めている。

為替変動について



これまでの為替の変動については迅速に対応。今後も変動の可能性。他方で、手続き・運用・制度の在り方については現状に合わせてリバイスしていく必要。

今後検討していくべき課題

- 旅費単価について
- 事務の簡素化・効率化について
(増額協議をはじめ各種手続きを大幅に簡素化し、業務効率化と迅速な支給を実現。DX化の推進、システム面での対応も検討。)
- 旅費制度全体について (旅費・旅行の種類と定義、オンラインの活用等)

⇒ どこを変えるか、どのような形式で変えるか等を検討。

※ 旅費は実費精算が基本であるのに対し、給与は、為替・物価変動の影響もあるとともに、本給・基本手当・他の手当から成っており、全体の中で検討する必要。

Ⅱ. 令和5年度（2023年度）予算編成の課題

9. 外交関係

（前略）

また、出張時の宿泊料については、円安や海外の物価高の影響を受け、一部の地域では旅費法に規定される定額では不足する状況が見受けられる。既に、法律で規定されている協議の仕組みで迅速に金額調整がなされているが、今後、協議手続の更なる簡素化やDX化の推進等による出張事務の効率化を始め、制度や運用の在り方についても、検討を深めるべきである。なお、旅費は実費精算が基本であるのに対し、在外職員の給与については、為替・物価変動の影響もある一方、本給・基本手当・他の手当から成っており、全体の中で検討する必要がある。

外国出張における旅費業務の執行面での合理化

- 旅費は実費弁償であるという原則の中、我が国の旅費制度は、例えば、外国宿泊料については、行政事務の簡素化等の観点から定額支給方式を採用しつつ、必要に応じて増額及び減額の調整が可能となっている。
- 最近の為替・物価の変動を受け、外国宿泊料が法定定額（旅費法別表で規定）を超過する事例が増加している。執行面において、不足が出ないよう各府省と金額調整を行っている。合わせて、これまでも運用による負担軽減を重ねてきたが、事務負担の軽減を図るため、説明責任は確保しつつ事務の合理化を実施。

(例) ニューヨーク、ワシントンD.C.、ロンドン（旅費法上「指定都市」とされる）へ出張する場合の宿泊料

課長級	: 1泊当たり 22,500円	⇒ 所定の定額で出張することが困難な場合には、
課長補佐級	: 同 19,300円	財務大臣への協議手続を行うことで、各省は実費を支給することができる

(旅費法第46条第2項)

(足下の執行面での対応)

外国出張にかかる増額調整の協議手続の省略化

用務先までの移動時間、公務の円滑な遂行に際して必要となる設備等、一定の条件により検索した結果、定額内で宿泊可能な施設を選択できない場合には、財務省との個別協議無しに「現に支払った宿泊料の額」を上限として支給できるよう、各府省と包括協議を締結

個別協議にかかる事務簡素化

包括協議の対象とならないが、やむを得ず法定額を上回る宿泊施設に宿泊せざるを得ない場合の個別の協議について、出張者の更なる負担軽減を図るため、手続に必要な資料や作業プロセス等について改めて解説・周知するとともに、フォーマット化と簡素化を実施

旅費法に規定する宿泊料

- 宿泊料は、宿泊料金、夕・朝食代及び宿泊に伴う諸雑費を賄うための旅費で、法別表で規定されている。
- 旅行中の夜数に応じて、用務先の地域区分及び職階区分により定められた定額が支給される。

内国旅行

別表第一 一日当、宿泊料及び食卓料 より

区 分		一夜につき	
		甲地方	乙地方
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	19,100円	17,200円
	その他の者	16,500円	14,900円
指定職		14,800円	13,300円
7級以上		13,100円	11,800円
6～3級		10,900円	9,800円
2級以下		8,700円	7,800円

甲地方…さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地方…上記以外の地域

外国旅行

別表第二 一日当、宿泊料及び食卓料 より

区 分		一夜につき			
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	40,200円	33,500円	26,900円	24,200円
	国務大臣等及び特命全権大使	32,200円	26,800円	21,500円	19,300円
	その他の者	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円
指定職		25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
7級以上		22,500円	18,800円	15,100円	13,500円
6～3級		19,300円	16,100円	12,900円	11,600円
2級以下		16,100円	13,400円	10,800円	9,700円

指定都市…ワシントンD.C.、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ロンドン、パリ 等

甲地方… 北米、西欧、中近東

乙地方… 東欧、大洋州、東南アジア、韓国 等

丙地方… 中国、南アジア、中南米、アフリカ 等

旅費法に規定する移転料

- 移転料は、赴任に伴う居住地の移転に対し、路程に応じた定額が支給されるもので、法別表に規定されている。
- 赴任の際、扶養親族を伴う赴任であれば定額、単身での移転であれば定額の1/2となる。また、外国への赴任の場合、扶養親族の人数による加算、家財の水上、陸路輸送にかかる加算措置がある。

【内国旅行（法別表第一（抄））】

区分	鉄道 50km未満	鉄道 50km～100km	鉄道 100km～300km	鉄道 300km～500km	鉄道 500km～ 1,000km	鉄道 1,000km～ 1,500km	鉄道 1,500km～ 2,000km	鉄道 2,000km以上
内閣総理大臣等	153,000円	177,000円	218,000円	269,000円	356,000円	375,000円	401,000円	465,000円
指定職・7級以上	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
6～4級	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
3級以下	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

【外国旅行（法別表第二（抄））】

区分	鉄道 100km未満	鉄道 100km～ 500km	鉄道 500km～ 1,000km	鉄道 1,000km～ 1,500km	鉄道 1,500km～ 2,000km	鉄道 2,000km～ 5,000km	鉄道 5,000km～ 10,000km	鉄道 10,000km～ 15,000km	鉄道 15,000km～ 20,000km	鉄道 20,000km 以上
内閣総理大臣等	175,000円	233,000円	331,000円	416,000円	525,000円	644,000円	711,000円	775,000円	840,000円	906,000円
指定職・7級以上	141,000円	188,000円	269,000円	338,000円	425,000円	521,000円	575,000円	628,000円	680,000円	734,000円
6～4級	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円	428,000円	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円
3級以下	95,000円	126,000円	180,000円	226,000円	285,000円	350,000円	386,000円	421,000円	456,000円	493,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。